

社協所有公用車売払いのご案内

(一般見積入札)

社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会

雲仙市社会福祉協議会公用車売払い入札実施要項

この度、雲仙市社会福祉協議会で所有しております公用車の一部を、事業廃止並びに維持管理経費の削減及び公用車の今後の有効活用を図るため、次の条件で市民の皆様などへ売却することといたしましたので、購入希望の方はこの要領を熟読のうえ入札に参加してください。

1. 入札物件の概要

(1) 入札に付する物品・数量および条件

雲仙市社会福祉協議会所有公用車 2台 (1台ずつの入札) 現状渡し

※2台とも車検切れであり、登録抹消済。

※キズ等がある車両もございますので、程度は下見会等でご確認ください。

※下見会で作動していても、バッテリーやエンジンの状態によって、物件引渡しの時点でエンジンがかからない場合があります。

車両は現状渡しとなります。下見による確認をされなくても入札に参加はできますが、入札物件に関しすべての事項を了承したものとみなしますので、事前に車両の状態を充分ご確認ください。

(2) 物品の概要

① トヨタ コースター

- 初年度登録 平成8年1月
- 車台番号 HDB51-0003649
- 型式 KC-HDB51
- 燃料の種類 軽油
- 排気量 4,160cc
- 走行距離 141,577km
- その他 MT、29人乗、緑ツートン
- 初車検満了日 平成30年3月2日
- 最低売却価格 450,000円



※以下の症状が見られます。

- パンパーの傷・へこみ多数
- クラッチ板の滑り
- エアコンガス漏れ等

② トヨタ ハイエース

- 初年度登録 平成 15 年 7 月
- 車台番号 LH184-1015698
- 型式 KG-LH184B
- 燃料の種類 軽油
- 排気量 2,980cc
- 走行距離 92,179 km
- その他 MT、15 人乗、白
- 初車検満了日 平成 29 年 8 月 7 日
- 最低売却価格 20,000 円



※ 車体左右に記載された「社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会」の看板表示は落札者にて削除の上使用願います。

2. 入札参加資格

雲仙市内に住所を有する者、若しくは雲仙市内に事務所又は事業所を有する法人（市に対して法人設立届を提出しているもの）。

ただし次に掲げる事項に該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 提出書類を指定した期日までに提出していない者
- (4) 本会が指定する期日までに売買代金の支払いが可能でない者
- (5) 次の各事項に該当する場合

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者

イ 市税を滞納している者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団のほか次に掲げる者

- ① 当該物件を暴力団の所有物その他これに類するものの用に供しようとする者
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
- ② 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者
- ③ 次のいずれかに該当する者
 - a 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

- b 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- e 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

エ 前記（ア）から（ウ）の者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

オ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
カ 反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する用に利用しようとする者

3. 入札参加申し込み

（1）見積書提出期間（期日内必着）

平成 30 年 6 月 4 日（月）～平成 30 年 6 月 15 日（金）

午前 9 時～午後 5 時 ※ 土曜日、日曜日、祝日を除く

（2）提出先

社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会本部事務所

〒854-0302 雲仙市愛野町乙 1736 番地 3

（3）提出書類

①見積り入札書〔様式第 1 号〕

②親権者等の同意書（未成年者の場合）〔様式第 2 号〕

③誓約書〔様式第 3 号〕

（4）提出方法

持参又は郵送により（1）の期間内に提出してください。

（5）注意事項

書類に不備がある場合は受付ができませんので、本人へ連絡をする場合がございます。連絡先は必ず記載してください。

4. 入札物件公開（下見会）

（1）物件① マイクロバス

日 時 平成30年5月24日（木）午前10時00分～12時00分

会 場 雲仙市瑞穂町西郷辛621番地7（本会瑞穂事務所駐車場）

（2）物件② ハイエース

日 時 平成 30 年 5 月 25 日（金）午前 10 時 00 分～12 時 00 分

会 場 雲仙市国見町土黒甲1063番地（本会国見事務所駐車場）

※外観のみであれば上記日時以外でも確認可とします。本会本部事務所までお問合せください。

5. 入札保証金

(1) 今回の売却に対する入札保証金は0円です。

6. 入札方法等

(1) 見積書提出による一般見積り入札とし、最高の価格をもって入札した方と売買契約を締結します。

(2) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税抜きで記載して下さい。

※契約金額は、消費税及び地方消費税を加えた金額となります。

(3) 入札書の記入には、必ず黒色のボールペン又はインクを使用して下さい。

※ボールペンの字が消せるタイプのものとは不可とします。

(4) 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直して下さい。

7. 入札の無効等

(1) 見積入札に参加する資格のない者による入札

(2) 見積入札者が入札に際して不正な行為をしたとき

(3) 同一事項の入札について、2通以上の見積書を投じた場合

(4) 見積入札書に記名・押印がないとき、その他必要な事項を確認できないとき

(5) 金額を訂正した入札書

(6) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(7) 最低売却価格を下回る金額での入札

8. 開札および決定

平成30年6月18日（月）

9. 落札者の決定

(1) 最低売却価格以上の金額で、最高の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とします。

(2) 落札者となるべき入札者(同額入札)が2人以上いる場合は、入札者による抽選により落札者を決定します

10. 契約の締結

落札者は購入予定者決定の日から10日以内に契約を締結していただきます。契約を締結しない場合は、その落札は無効となります。

11. 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10に相当する金額を売買契約時に納付してください。ただし、売買代金を即納するときは免除することができます。

なお、契約保証金は申出により売買代金の一部に充当することができます。

12. 売買代金

(1) 落札者は、契約締結日より概ね30日以内までに売買代金を納入してください。

(2) 落札者が売買代金を納付期限までに納付しない場合は、その権利を失います。

1 3. 物品の引き渡しの期限

(1) 期限 平成30年7月31日 (火)

(2) 場所 物件① 雲仙市瑞穂町西郷辛621 番地7 (本会瑞穂事務所駐車場)

物件② 雲仙市国見町土黒甲1063番地 (本会国見事務所駐車場)

1 4. 引渡し付帯条件

(1) 入札物件の新規登録手続き及び自賠責保険の手続き等は落札者自らの負担で行うこととし、現物の引渡しは売買代金完納後とします。

(2) 入札物件の落札者への引渡し方法は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

1 5. 中古車新規登録

(1) 落札者は、新規登録の手続きを済ませ、落札者に登録が変更されたことが証明できる書類を平成30年8月31日 (金) までに、提出してください。

(2) 期日までに書類の提出がない場合、本契約を解除します。

1 6. お問い合わせ先

社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会本部事務所

電話 0957-36-3766